

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第二百六號

物價統制令第四條の規定によつて冷凍菓子の販賣價格の統制額を次のように指定し、昭和二十一年七月鳥取縣告示第三百十號（清涼飲料アイスケーキ及び氷水の統制額指定の件）の中アイスケーキの項を削る。

昭和二十二年五月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十二年五月二十一日
外 水 曜 日

本誌ノ大キサハ國定規格ニ依ル

種類	容量及び規格	最終販賣價格の統制額
アイス クリーム	冷凍器によりて凍結せしめ一個六〇〇以上のもつて砂糖又は蜂蜜（人工甘味料をもつてかえることが出来る）玉子、乳製品、食用ゼラチン香料を加えたもの	四、〇〇
アイス カクテル	冷凍器を用いて凍結せしめ一個五〇瓦以上のもつて日本薬局方溶性サツカリ〇、〇二%又は同量量の乳製品（果汁	二、五〇

アイス ケーキ	冷凍器を用いて凍結せしめ一個五〇瓦以上のもつて日本薬局方溶性サツカリ〇、〇一%又は同量量の乳製品（果汁	一、五〇
アイス ケーキ ヤンデー	抹茶、コーヒー、ココアをもつてかえることが出来る）食用ゼラチン、香料を加えたもの 甘味の入らないもの	〇、五〇

本表の容量規格に該當しないものの價格は七割下げとする。